



発行 新潟県

第4号

平成25年1月15日

毎週火(祝日のときは翌日)、金曜発行

目 次

規 則

3 新潟県住宅の屋根雪対策条例施行規則(建築住宅課)

告 示

- 27 介護保険法による指定居宅サービス事業者又は指定介護予防サービス事業者の指定(高齢福祉保健課)
- 28 介護保険法による指定居宅介護支援事業者の指定(高齢福祉保健課)
- 29 介護保険法による指定居宅サービス事業者又は指定介護予防サービス事業者の事業廃止届(高齢福祉保健課)
- 30 地域森林計画の策定(治山課)
- 31 地域森林計画の変更(治山課)
- 32 保安林の指定施業要件の変更(治山課)
- 33 保安林の指定施業要件の変更(治山課)
- 34 保安林の指定施業要件の変更(治山課)
- 35 土地改良事業の工事完了届(農村環境課)
- 36 公共測量の実施通知(監理課)
- 37 公共測量の実施通知(監理課)
- 38 道路の区域変更(道路管理課)
- 39 道路の供用開始(道路管理課)
- 40 道路の区域変更(道路管理課)
- 41 道路の供用開始(道路管理課)
- 42 道路の区域変更(道路管理課)
- 43 道路の供用開始(道路管理課)
- 44 道路の区域変更(道路管理課)
- 45 道路の供用開始(道路管理課)
- 46 道路の区域変更(道路管理課)
- 47 道路の供用開始(道路管理課)
- 48 道路の区域変更(道路管理課)
- 49 道路の供用開始(道路管理課)
- 50 道路の区域変更(道路管理課)
- 51 建築基準法による道路位置の指定(建築住宅課)
- 52 建築基準法による道路位置の指定(建築住宅課)

公 告

- 決算の公表(財政課)
- 保安林指定通知のあて先人不明(治山課)
- 一般競争入札の実施(出納局会計検査課)

規 則

新潟県住宅の屋根雪対策条例施行規則をここに公布する。

平成25年 1月15日

新潟県知事 泉田 裕彦

新潟県規則第3号

新潟県住宅の屋根雪対策条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、新潟県住宅の屋根雪対策条例（平成24年新潟県条例第45号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(県民の生命及び身体を保護するため緊急やむを得ない場合)

第2条 条例第11条第3項の規則で定める場合は、次の各号のいずれにも該当する場合とする。

- (1) 空き家の倒壊等により県民の生命又は身体に対して重大な危害を及ぼすおそれが著しいと認められる場合
- (2) 豪雪等により市町村の除雪に関する事務に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合
- (3) 災害救助法（昭和22年法律第118号）その他の法令に基づき空き家の屋根雪下ろしその他積雪による空き家の倒壊による危害の発生を防止するための措置が講じられていない場合
(屋根雪下ろし等の措置に係る書類の提出)

第3条 市町村長は、条例第11条第3項の空き家の屋根雪下ろしその他必要な措置（以下「屋根雪下ろし等の措置」という。）を求めたときには、遅滞なく、知事が別に定める書類を知事に提出しなければならない。

(市町村長への通知)

第4条 知事は、屋根雪下ろし等の措置の求めを受けたときには、遅滞なく、当該措置を講ずるかどうかを決定し、その旨を当該求めをした市町村長に通知しなければならない。

(空き家を所有し、又は管理する者への通知)

第5条 知事は、屋根雪下ろし等の措置を講じた場合は、当該措置を講じたことを遅滞なく当該措置を講じた空き家を所有し、又は管理する者に通知しなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。



◎新潟県告示第27号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項（又は第53条第1項）の規定により、指定居宅サービス事業者（又は指定介護予防サービス事業者）を次のとおり指定した。

平成25年 1月15日

新潟県知事 泉田 裕彦

サービスの種類	事業所の名称	所在地	事業者	指定年月日
訪問介護 介護予防訪問介護	ニチイケアセンター村松	新潟県五泉市村松甲 2958番地3	株式会社ニチイ学館	平成25年1月1日
訪問看護 介護予防訪問看護	ふるまい訪問看護リハビリステーション	新潟県見附市新町1 丁目17番25号	株式会社生活サポーターふるまい	平成25年1月1日
通所介護 介護予防通所介護	きららデイサービスセンター	新潟県阿賀野市宮下 457番地1	株式会社ひまわり	平成25年1月1日
短期入所生活介護 介護予防短期入所生	ショートステイめぐみ	新潟県上越市鴨島 1075番地	有限会社上新ライフサービス	平成25年1月1日

活介護				
短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護	ショートステイつつじ ガーデン小千谷	新潟県小千谷市四ツ 子509番地1	社会福祉法人つつじ 会	平成25年1月1日

◎新潟県告示第28号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により、指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定した。

平成25年1月15日

新潟県知事 泉田 裕彦

事業所の名称	所在地	事業者	指定年月日
ニチイケアセンター村松	新潟県五泉市村松甲2958 番地3	株式会社ニチイ学館	平成25年1月1日

◎新潟県告示第29号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項（又は第115条の5第2項）の規定により、指定居宅サービス事業者（又は指定介護予防サービス事業者）から次のとおり事業の廃止の届出があった。

平成25年1月15日

新潟県知事 泉田 裕彦

事業所の名称	所在地	事業者	サービスの種類	届出の受理年月日	廃止年月日
有限会社浦佐介護サービス	新潟県南魚沼市 黒土新田778番地3	有限会社浦佐 介護サービス	福祉用具貸与 介護予防福祉用具貸与	平成24年11月5日	平成24年12月15日
有限会社浦佐介護サービス	新潟県南魚沼市 黒土新田778番地3	有限会社浦佐 介護サービス	特定福祉用具販売 特定介護予防福祉用具販売	平成24年11月5日	平成24年12月15日

◎新潟県告示第30号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第1項の規定により、中越森林計画区の地域森林計画を策定した。

平成25年1月15日

新潟県知事 泉田 裕彦

◎新潟県告示第31号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第5項の規定により、佐渡、下越及び上越森林計画区の地域森林計画を変更した。

平成25年1月15日

新潟県知事 泉田 裕彦

◎新潟県告示第32号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成25年 1月15日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
新潟県村上市猿沢字新蔵沢3596、3597
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県農林水産部治山課及び村上市役所に備え置いて縦覧に供する。）

◎新潟県告示第33号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成25年 1月15日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
新潟県村上市猿沢字新蔵沢3598
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県農林水産部治山課及び村上市役所に備え置いて縦覧に供する。）

◎新潟県告示第34号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成25年 1月15日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
新潟県村上市猿沢字新蔵沢3596、3597
- 2 保安林として指定された目的
公衆の保健
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県農林水産部治山課及び村上市役所に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第35号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第113条の2第1項の規定により、次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があった。

平成25年1月15日

新潟県南魚沼地域振興局長

事業主体の所在・名称	地区名	事業名	完了年月日
南魚沼市 南魚沼土地改良区	上田横上	農業用道路整備 (基盤整備促進)事業	平成24年12月7日

◎新潟県告示第36号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、新潟地方法務局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成25年1月15日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 作業種類 公共測量(基準点測量)
- 2 作業期間 平成25年1月4日から平成26年2月28日まで
- 3 作業地域 新潟市西区西小針台三丁目、同区松海が丘一丁目、同区真砂二丁目の全部及び同区真砂一丁目の一部の地域

◎新潟県告示第37号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、佐渡市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成25年1月15日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 作業種類 公共測量(相川地区文化的景観平面図作成空中写真測量業務)
- 2 作業期間 平成24年12月19日から平成25年3月22日まで
- 3 作業地域 佐渡市 相川地内

◎新潟県告示第38号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成25年1月15日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 新宮二ツ屋線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
十日町市新宮字清水田甲2369番から	新	5.1~19.0メートル	226.3メートル
同市新宮字清水田甲2347番まで	旧	4.2~14.0メートル	233.5メートル

◎新潟県告示第39号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成25年 1月15日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 路線名 県道 新宮二ツ屋線
- 2 供用開始の区間
十日町市新宮字清水田甲2369番から同市新宮字清水田甲2347番まで
- 3 供用開始の期日 平成25年 1月15日

◎新潟県告示第40号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成25年 1月15日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 新宮二ツ屋線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
十日町市大字伊達字牧ノ木平己1408番子から	新	5.0～36.0メートル	250.8メートル
同市大字伊達字源田己1515番1まで			
	旧	5.0～29.6メートル	236.5メートル

◎新潟県告示第41号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成25年 1月15日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 路線名 県道 新宮二ツ屋線
- 2 供用開始の区間
十日町市大字伊達字牧ノ木平己1408番子から同市大字伊達字源田己1515番1まで
- 3 供用開始の期日 平成25年 1月15日

◎新潟県告示第42号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成25年 1月15日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 上越新井線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長

上越市大字大貫字新田畑 1688 番 1 から	新	25.0～60.4メートル	69.2メートル
同市大字大貫字新田畑1343番 3 まで	旧	25.0～50.0メートル	69.2メートル

◎新潟県告示第43号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成25年1月15日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 県道 上越新井線
- 2 供用開始の区間
上越市大字大貫字新田畑 1688 番 1 から同市大字大貫字新田畑 1343 番 3 まで
- 3 供用開始の期日 平成25年1月15日

◎新潟県告示第44号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成25年1月15日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 大潟高柳線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
上越市吉川区川谷字倉下 1070 番から	新	15.0～62.4メートル	151.9メートル
同市吉川区川谷字倉下1075番 1 まで	旧	15.0～56.0メートル	152.3メートル

◎新潟県告示第45号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成25年1月15日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 県道 大潟高柳線
- 2 供用開始の区間
上越市吉川区川谷字倉下1070番から同市吉川区川谷字倉下1075番 1 まで
- 3 供用開始の期日 平成25年1月15日

◎新潟県告示第46号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課

において縦覧に供する。

平成25年 1月15日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 飯山新井線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
妙高市大字上平丸字大滝 1336 番 1 から	新	5.0～7.1メートル	36.9メートル
同市大字上平丸字大滝1337番まで	旧	4.5～7.0メートル	36.9メートル

◎新潟県告示第47号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成25年 1月15日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 路線名 県道 飯山新井線
- 2 供用開始の区間
妙高市大字上平丸字大滝1336番1から同市大字上平丸字大滝1337番まで
- 3 供用開始の期日 平成25年 1月15日

◎新潟県告示第48号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成25年 1月15日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 上越脇野田新井線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
上越市大字石沢字越前 1053 番 10 から	新	13.0～27.0メートル	39.7メートル
同市大字石沢字道東910番1まで	旧	13.0～17.0メートル	39.7メートル

◎新潟県告示第49号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成25年 1月15日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 路線名 県道 上越脇野田新井線

- 2 供用開始の区間
上越市大字石沢字越前1053番10から同市大字石沢字道東910番1まで
- 3 供用開始の期日 平成25年1月15日

◎新潟県告示第50号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県糸魚川地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成25年1月15日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 東谷内溝尾線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延長
糸魚川市大字溝尾字中川原3000番から 同市大字溝尾字堂ノ下772番5まで	新	5.5～10.8メートル	145.2メートル
	旧	5.5～10.8メートル	145.2メートル

◎新潟県告示第51号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

平成25年1月15日

新潟県三条地域振興局長

- 1 指定道路の種類
第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路
- 2 指定の年月日
平成24年12月27日
- 3 指定道路の位置等

位 置	幅員（メートル）	延長（メートル）
燕市水道町4丁目625番の内、626番の内	5.90	44.50

◎新潟県告示第52号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

平成25年1月15日

新潟県上越地域振興局長

- 1 指定道路の種類
第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路
- 2 指定の年月日
平成24年12月28日
- 3 指定道路の位置等

位 置	幅員（メートル）	延長（メートル）
妙高市上百々一丁目139番7の内	4.01～4.12	35.00

公 告

決算の公表について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第6項の規定により、平成23年度新潟県一般会計歳入歳出決算及び平成23年度新潟県県債管理特別会計ほか11特別会計の歳入歳出決算を監査委員の意見と併せて次のとおり公表する。

平成25年 1月15日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 平成23年度新潟県一般会計及び特別会計歳入歳出決算書

平成23年度新潟県一般会計歳入歳出決算書

歳入

科目	予算現額	歳入決算額	予算現額に比し増減
	円	円	円
第1款 県税	219,593,000,000	219,807,663,097	214,663,097
第1項 県民税	74,704,000,000	74,803,486,380	99,486,380
第2項 事業税	36,249,000,000	36,296,392,971	47,392,971
第3項 地方消費税	34,003,000,000	34,002,870,412	△ 129,588
第4項 不動産取得税	5,118,000,000	5,134,878,076	16,878,076
第5項 県たばこ税	5,202,000,000	5,202,140,897	140,897
第6項 ゴルフ場利用税	595,000,000	595,251,518	251,518
第7項 自動車取得税	3,519,000,000	3,519,091,900	91,900
第8項 軽油引取税	25,232,000,000	25,272,112,707	40,112,707
第9項 自動車税	33,162,000,000	33,174,023,688	12,023,688
第10項 鉱区税	50,000,000	50,283,200	283,200
第11項 狩猟税	41,000,000	40,900,900	△ 99,100
第12項 核燃料税	1,410,000,000	1,409,612,500	△ 387,500
第13項 産業廃棄物税	304,000,000	303,840,003	△ 159,997
第14項 旧法による税	4,000,000	2,777,945	△ 1,222,055
第2款 地方消費税清算金	45,769,000,000	45,768,734,610	△ 265,390
第1項 地方消費税清算金	45,769,000,000	45,768,734,610	△ 265,390
第3款 地方譲与税	33,790,794,000	33,790,794,037	37
第1項 地方法人特別譲与税	28,695,660,000	28,695,660,000	
第2項 地方揮発油譲与税	4,743,263,000	4,743,263,000	
第3項 石油ガス譲与税	349,393,000	349,393,000	
第4項 航空機燃料譲与税	2,457,000	2,457,000	
第5項 地方道路譲与税	21,000	21,037	37
第4款 地方特例交付金	2,423,785,000	2,423,785,000	
第1項 地方特例交付金	2,423,785,000	2,423,785,000	
第5款 地方交付税	306,414,559,000	306,414,559,000	
第1項 地方交付税	306,414,559,000	306,414,559,000	
第6款 交通安全対策特別交付金	657,475,000	657,475,000	
第1項 交通安全対策特別交付金	657,475,000	657,475,000	
第7款 分担金及び負担金	9,022,994,000	7,814,026,315	△ 1,208,967,685
第1項 分担金	2,332,739,000	1,817,203,421	△ 515,535,579
第2項 負担金	6,690,255,000	5,996,822,894	△ 693,432,106
第8款 使用料及び手数料	11,154,271,000	11,064,744,009	△ 89,526,991
第1項 使用料	7,125,917,000	7,125,082,295	△ 834,705
第2項 手数料	4,028,354,000	3,939,661,714	△ 88,692,286
第9款 国庫支出金	216,722,178,000	151,676,654,809	△ 65,045,523,191
第1項 国庫負担金	41,619,462,000	41,500,106,894	△ 119,355,106
第2項 国庫補助金	173,207,181,000	108,478,136,207	△ 64,729,044,793
第3項 委託金	1,895,535,000	1,698,411,708	△ 197,123,292
第10款 財産収入	1,240,358,000	1,247,740,703	7,382,703
第1項 財産運用収入	644,745,000	642,005,776	△ 2,739,224
第2項 財産売却収入	595,613,000	605,734,927	10,121,927
第11款 寄附金	39,732,000	40,285,162	553,162
第1項 寄附金	39,732,000	40,285,162	553,162
第12款 繰入金	62,448,311,000	55,278,797,388	△ 7,169,513,612
第1項 特別会計繰入金	7,870,008,000	7,716,041,834	△ 153,966,166
第2項 基金繰入金	54,578,303,000	47,562,755,554	△ 7,015,547,446
第13款 諸収入	118,980,571,000	118,288,521,962	△ 692,049,038
第1項 延滞金加算金及び過料等	383,023,000	384,375,883	1,352,883
第2項 利子収入	18,397,000	18,397,863	863
第3項 公営企業貸付金収入	22,571,777,000	22,571,777,000	
第4項 貸付金収入	82,152,528,000	82,117,399,701	△ 35,128,299
第5項 受託事業収入	3,101,851,000	2,359,321,285	△ 742,529,715
第6項 収益事業収入	4,348,268,000	4,464,423,343	116,155,343
第7項 利子割精算金収入	3,477,000	3,477,065	65
第8項 雑入	6,401,250,000	6,369,349,822	△ 31,900,178
第14款 県債	287,377,000,000	260,723,000,000	△ 26,654,000,000
第1項 県債	287,377,000,000	260,723,000,000	△ 26,654,000,000
第15款 繰越金	21,432,842,000	21,482,374,755	49,532,755
第1項 繰越金	21,432,842,000	21,482,374,755	49,532,755
歳入合計	1,337,066,870,000	1,236,479,155,847	△ 100,587,714,153

歳出

科目	予算現額	歳出決算額	翌年度繰越額	不用額
	円	円	円	円
第1款 議会費	1,456,785,000	1,440,761,137		16,023,863
第1項 議会費	1,456,785,000	1,440,761,137		16,023,863
第2款 総務費	58,189,765,000	57,541,765,866	231,429,000	416,570,134
第1項 政策費	4,334,883,000	4,152,632,384	91,847,000	90,403,616
第2項 総務管理費	40,562,617,000	40,200,012,678	139,582,000	223,022,322
第3項 統計調査費	519,959,000	507,117,681		12,841,319
第4項 徴税費	7,159,507,000	7,105,766,340		53,740,660
第5項 市町村振興費	4,679,475,000	4,649,302,234		30,172,766
第6項 選挙費	538,145,000	535,414,039		2,730,961
第7項 人事委員会費	146,268,000	144,708,792		1,559,208
第8項 監査委員会費	248,911,000	246,811,718		2,099,282
第3款 県民生活・環境費	12,540,366,000	11,630,564,537	702,860,000	206,941,463
第1項 県民生活管理費	3,090,857,000	3,057,719,079		33,137,921
第2項 防災費	5,587,221,000	4,817,921,630	695,960,000	73,339,370
第3項 環境企画費	871,262,122	853,414,118	6,900,000	10,948,004
第4項 環境対策費	457,754,571	438,129,302		19,625,269
第5項 廃棄物対策費	2,533,271,307	2,463,380,408		69,890,899
第4款 福祉保健費	152,270,300,000	146,380,822,181	3,098,331,000	2,791,146,819
第1項 福祉保健費	19,380,781,430	19,319,155,436	9,527,000	52,098,994
第2項 国保・福祉指導費	37,897,538,000	37,892,279,519		5,258,481
第3項 医務薬事費	6,607,999,395	6,477,144,937	10,820,000	120,034,458
第4項 高齢福祉保健費	43,327,822,592	41,020,262,992	1,578,639,000	728,920,600
第5項 健康対策費	8,893,129,000	8,415,610,076		477,518,924
第6項 生活衛生費	1,070,251,709	1,044,129,591	873,000	25,249,118
第7項 障害福祉費	21,672,465,874	19,915,447,883	1,092,113,000	664,904,991
第8項 児童家庭費	13,420,312,000	12,296,791,747	406,359,000	717,161,253
第5款 労働費	16,859,418,000	15,211,864,721		1,647,553,279
第1項 労働委員会費	127,390,000	126,151,729		1,238,271
第2項 労政雇用費	14,851,718,000	13,416,120,861		1,435,597,139
第3項 職業能力開発費	1,880,310,000	1,669,592,131		210,717,869
第6款 産業費	84,129,687,000	82,871,401,502	16,000,000	1,242,285,498
第1項 産業政策費	12,866,683,000	12,755,028,209		111,654,791
第2項 産業振興費	1,902,347,940	1,761,187,668		141,160,272
第3項 商業振興費	53,396,362,000	52,499,704,021		896,657,979
第4項 産業立地費	14,157,812,519	14,086,864,473		70,948,046
第5項 観光費	1,806,481,541	1,768,617,131	16,000,000	21,864,410
第7款 農林水産業費	100,535,773,000	77,702,002,149	22,184,926,000	648,844,851
第1項 農業総務費	3,464,755,000	3,435,876,335		28,878,665
第2項 地域農政推進費	3,906,259,000	3,542,686,288	342,175,000	21,397,712
第3項 農産園芸費	1,583,952,000	1,375,502,398	104,237,000	104,212,602
第4項 経営普及費	3,253,784,000	3,220,616,945		33,167,055
第5項 食品・流通費	281,037,000	267,723,900		13,313,100
第6項 畜産業費	871,042,000	837,443,656		33,598,344
第7項 水産業費	5,718,137,000	4,521,979,008	1,165,719,000	30,438,992
第8項 林業費	23,789,507,000	17,796,974,194	5,773,852,000	218,680,806
第9項 農地管理費	2,670,045,000	2,584,298,936	31,704,000	54,042,064
第10項 農地基盤整備費	54,003,494,000	39,349,568,849	14,547,974,000	105,951,151
第11項 農地計画費	993,761,000	769,331,640	219,265,000	5,164,360
第8款 土木費	225,666,888,000	177,036,503,604	45,330,198,000	3,300,186,396
第1項 土木管理費	10,243,001,000	9,926,610,994	159,568,000	156,822,006
第2項 道路橋りょう費	88,859,263,000	71,437,548,480	17,065,435,000	356,279,520
第3項 河川海岸費	42,722,710,000	27,884,532,764	12,432,154,000	2,406,023,236
第4項 砂防費	23,182,278,000	11,471,182,056	11,560,052,000	151,043,944
第5項 都市計画費	7,056,468,000	6,064,642,874	968,508,000	23,317,126
第6項 建築費	18,664,974,000	18,476,739,225	173,323,000	14,911,775
第7項 交通政策費	26,171,294,000	24,136,694,724	1,999,463,000	35,136,276
第8項 港湾振興費	336,252,000	273,373,158	17,811,000	45,067,842
第9項 港湾費	7,971,257,000	6,985,996,318	953,884,000	31,376,682
第10項 空港費	459,391,000	379,183,011		80,207,989
第9款 警察費	50,992,829,000	50,766,519,531	40,000,000	186,309,469
第1項 警察管理費	47,397,873,000	47,254,700,340		143,172,660
第2項 警察行政費	3,594,956,000	3,511,819,191	40,000,000	43,136,809
第10款 教育費	219,733,326,000	218,412,026,984	611,134,000	710,165,016
第1項 教育総務費	4,912,687,000	4,869,982,437	1,640,000	41,064,563
第2項 小中学校費	129,108,591,000	129,010,934,293		97,656,707
第3項 高等学校費	54,283,622,000	53,492,634,947	344,753,000	446,234,053
第4項 特別支援学校費	16,833,019,000	16,663,154,147	136,780,000	33,084,853
第5項 生涯学習推進費	358,913,000	345,471,345		13,441,655
第6項 文化行政費	1,302,834,000	1,279,645,183	10,446,000	12,742,817

科目	予算現額	歳出決算額	翌年度繰越額	不用額
第7項 保健体育費	1,550,588,000	1,503,812,699	12,000,000	34,775,301
第8項 私学教育振興費	9,769,130,000	9,639,927,404	105,515,000	23,687,596
第9項 大学費	1,613,942,000	1,606,464,529		7,477,471
第11款 災害復旧費	54,005,849,000	16,632,403,432	36,484,892,000	888,553,568
第1項 農林水産施設災害復旧費	14,229,490,000	3,206,637,672	10,926,800,000	96,052,328
第2項 土木施設災害復旧費	39,461,910,000	13,236,860,688	25,438,590,000	786,459,312
第3項 社会福祉施設災害復旧費	100,627,000	93,820,000	3,603,000	3,204,000
第4項 保健衛生施設災害復旧費	16,978,000	16,978,000		
第5項 教育施設災害復旧費	196,844,000	78,107,072	115,899,000	2,837,928
第12款 県債費	269,888,472,000	269,219,222,503		669,249,497
第1項 県債費	269,888,472,000	269,219,222,503		669,249,497
第13款 諸支出金	90,775,079,000	90,749,966,098		25,112,902
第1項 公営企業貸付金	22,571,777,000	22,571,777,000		
第2項 雑支出	1,716,642,000	1,691,653,676		24,988,324
第3項 地方消費税清算金	33,092,852,000	33,092,847,610		4,390
第4項 利子割交付金	931,144,000	931,144,000		
第5項 配当割交付金	402,769,000	402,769,000		
第6項 株式等譲渡所得割交付金	98,604,000	98,561,000		43,000
第7項 地方消費税交付金	23,193,405,000	23,193,392,000		13,000
第8項 ゴルフ場利用税交付金	418,892,000	418,892,000		
第9項 自動車取得税交付金	2,580,113,000	2,580,112,767		233
第10項 軽油引取税交付金	5,767,168,000	5,767,104,077		63,923
第11項 利子割精算金	1,578,000	1,577,968		32
第12項 特別地方消費税交付金	135,000	135,000		
第14款 予備費	22,333,000			22,333,000
第1項 予備費	22,333,000			22,333,000
歳出合計	1,337,066,870,000	1,215,595,824,245	108,699,770,000	12,771,275,755

歳入歳出差引残額

20,883,331,602円

平成23年度新潟県債管理特別会計歳入歳出決算書

歳入

科目	予算現額	歳入決算額	予算現額に比し増減
	円	円	円
第1款 県債費収入	113,339,819,000	112,670,565,762	△ 669,253,238
第1項 繰入金	113,339,819,000	112,670,565,762	△ 669,253,238
歳入合計	113,339,819,000	112,670,565,762	△ 669,253,238

歳出

科目	予算現額	歳出決算額	翌年度繰越額	不用額
	円	円	円	円
第1款 県債費	113,339,819,000	112,670,565,762		669,253,238
第1項 県債費	113,339,819,000	112,670,565,762		669,253,238
歳出合計	113,339,819,000	112,670,565,762		669,253,238

歳入歳出差引残額 0円

平成23年度新潟県地域づくり資金貸付事業特別会計歳入歳出決算書

歳入

科目	予算現額	歳入決算額	予算現額に比し増減
	円	円	円
第1款 地域づくり資金貸付事業収入	9,814,785,000	11,586,549,580	1,771,764,580
第1項 諸収入	7,153,499,000	8,297,059,445	1,143,560,445
第2項 繰越金	2,661,286,000	3,289,490,135	628,204,135
歳入合計	9,814,785,000	11,586,549,580	1,771,764,580

歳出

科目	予算現額	歳出決算額	翌年度繰越額	不用額
	円	円	円	円
第1款 地域づくり資金貸付事業費	9,814,785,000	8,939,960,047		874,824,953
第1項 貸付事業費	2,662,460,000	1,787,635,603		874,824,397
第2項 貸付債権活用事業費	552,325,000	552,324,444		556
第3項 繰出金	6,600,000,000	6,600,000,000		
歳出合計	9,814,785,000	8,939,960,047		874,824,953

歳入歳出差引残額 2,646,589,533円

平成23年度新潟県災害救助事業特別会計歳入歳出決算書

歳入

科目	予算現額	歳入決算額	予算現額に比し増減
	円	円	円
第1款 災害救助事業収入	8,849,059,000	8,642,949,092	△ 206,109,908
第1項 国庫支出金	805,428,000	777,228,287	△ 28,199,713
第2項 財産収入	534,000	533,630	△ 370
第3項 寄附金	11,700,000	11,700,000	
第4項 繰入金	4,251,188,000	4,240,673,815	△ 10,514,185
第5項 諸収入	50,825,000	50,828,491	3,491
第6項 県債	67,999,000	58,266,666	△ 9,732,334
第7項 分担金及び負担金	3,539,529,000	3,381,864,851	△ 157,664,149
第8項 繰越金	121,856,000	121,853,352	△ 2,648
歳入合計	8,849,059,000	8,642,949,092	△ 206,109,908

歳出

科目	予算現額	歳出決算額	翌年度繰越額	不用額
	円	円	円	円
第1款 災害救助事業費	8,849,059,000	8,639,483,905		209,575,095
第1項 災害救助費	7,944,177,000	7,888,331,711		55,845,289
第2項 基金積立金	530,764,000	530,763,823		177
第3項 県債費	66,316,000	66,314,091		1,909
第4項 繰出金	307,802,000	154,074,280		153,727,720
第2款 予備費				
歳出合計	8,849,059,000	8,639,483,905		209,575,095

歳入歳出差引残額 3,465,187円

平成23年度新潟県母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計歳入歳出決算書

歳入

科目	予算現額	歳入決算額	予算現額に比し増減
	円	円	円
第1款 母子寡婦福祉資金貸付事業収入	337,278,000	348,081,816	10,803,816
第1項 繰入金	70,021,000	70,021,000	
第2項 諸収入	113,434,000	124,238,543	10,804,543
第3項 県債	138,898,000	138,898,000	
第4項 繰越金	14,925,000	14,924,273	△ 727
歳入合計	337,278,000	348,081,816	10,803,816

歳出

科目	予算現額	歳出決算額	翌年度繰越額	不用額
	円	円	円	円
第1款 母子寡婦福祉資金貸付事業費	337,278,000	321,047,119		16,230,881
第1項 貸付事業費	337,278,000	321,047,119		16,230,881
歳出合計	337,278,000	321,047,119		16,230,881

歳入歳出差引残額 27,034,697円

平成23年度新潟県心身障害児・者総合施設事業特別会計歳入歳出決算書

歳入

科目	予算現額	歳入決算額	予算現額に比し増減
	円	円	円
第1款 心身障害児者総合施設事業収入	10,896,000	10,885,000	△ 11,000
第1項 財産収入	201,000	201,546	546
第2項 寄附金	10,000		△ 10,000
第3項 繰入金	10,684,000	10,683,454	△ 546
第4項 諸収入	1,000		△ 1,000
歳入合計	10,896,000	10,885,000	△ 11,000

歳出

科目	予算現額	歳出決算額	翌年度繰越額	不用額
	円	円	円	円
第1款 心身障害児者総合施設事業費	10,896,000	10,885,000		11,000
第1項 基金積立金	11,000			11,000
第2項 繰出金	10,885,000	10,885,000		
歳出合計	10,896,000	10,885,000		11,000

歳入歳出差引残額 0円

平成23年度新潟県中小企業支援資金貸付事業特別会計歳入歳出決算書

歳入

科目	予算現額	歳入決算額	予算現額に比し増減
	円	円	円
第1款 中小企業支援資金貸付事業収入	1,780,808,000	3,413,565,159	1,632,757,159
第1項 繰入金	31,519,000	31,519,000	
第2項 諸収入	1,098,731,000	1,312,949,958	214,218,958
第3項 県債	102,576,000	102,576,000	
第4項 繰越金	547,982,000	1,966,520,201	1,418,538,201
歳入合計	1,780,808,000	3,413,565,159	1,632,757,159

歳出

科目	予算現額	歳出決算額	翌年度繰越額	不用額
	円	円	円	円
第1款 中小企業支援資金貸付事業費	1,780,808,000	1,112,678,849		668,129,151
第1項 貸付事業費	937,895,000	272,679,643		665,215,357
第2項 県債費	559,919,000	557,243,285		2,675,715
第3項 繰出金	282,994,000	282,755,921		238,079
歳出合計	1,780,808,000	1,112,678,849		668,129,151

歳入歳出差引残額 2,300,886,310円

平成23年度新潟県林業振興資金貸付事業特別会計歳入歳出決算書

歳入

科目	予算現額	歳入決算額	予算現額に比し増減
	円	円	円
第1款 林業改善資金貸付事業収入	122,645,000	249,055,973	126,410,973
第1項 繰入金	722,000	722,000	
第2項 諸収入	70,000	58,908,583	58,838,583
第3項 繰越金	121,853,000	189,425,390	67,572,390
第2款 木材産業等高度化推進資金貸付事業収入	131,912,000	100,240,068	△ 31,671,932
第1項 諸収入	74,041,000	62,000,000	△ 12,041,000
第2項 県債	43,000,000	20,750,000	△ 22,250,000
第3項 繰越金	14,871,000	17,490,068	2,619,068
第3款 林業就業促進資金貸付事業収入	2,100,000	18,000,000	15,900,000
第1項 繰越金	2,100,000	18,000,000	15,900,000
歳入合計	256,657,000	367,296,041	110,639,041

歳出

科目	予算現額	歳出決算額	翌年度繰越額	不用額
	円	円	円	円
第1款 林業改善資金貸付事業費	122,595,000	27,088,340		95,506,660
第1項 貸付事業費	122,595,000	27,088,340		95,506,660
第2款 木材産業等高度化推進資金貸付事業費	117,041,000	72,500,000		44,541,000
第1項 貸付事業費	86,000,000	41,500,000		44,500,000
第2項 県債費	31,041,000	31,000,000		41,000
第3款 林業就業促進資金貸付事業費	2,100,000			2,100,000
第1項 貸付事業費	2,100,000			2,100,000
第4款 予備費	14,921,000			14,921,000
第1項 林業改善資金予備費	50,000			50,000
第2項 木材産業等高度化推進資金予備費	14,871,000			14,871,000
歳出合計	256,657,000	99,588,340		157,068,660

歳入歳出差引残額 267,707,701円

平成23年度新潟県沿岸漁業改善資金貸付事業特別会計歳入歳出決算書

歳入

科目	予算現額	歳入決算額	予算現額に比し増減
	円	円	円
第1款 沿岸漁業改善資金貸付事業収入	81,222,000	329,960,434	248,738,434
第1項 繰入金	733,000	733,000	
第2項 諸収入	61,000	35,257,701	35,196,701
第3項 繰越金	80,428,000	293,969,733	213,541,733
歳入合計	81,222,000	329,960,434	248,738,434

歳出

科目	予算現額	歳出決算額	翌年度繰越額	不用額
	円	円	円	円
第1款 沿岸漁業改善資金貸付事業費	81,172,000	62,946,481		18,225,519
第1項 貸付事業費	81,172,000	62,946,481		18,225,519
第2款 予備費	50,000			50,000
第1項 予備費	50,000			50,000
歳出合計	81,222,000	62,946,481		18,275,519

歳入歳出差引残額 267,013,953円

平成23年度新潟県有林事業特別会計歳入歳出決算書

歳入

科目	予算現額	歳入決算額	予算現額に比し増減
	円	円	円
第1款 県有林事業収入	203,090,000	202,975,876	△ 114,124
第1項 国庫支出金	44,641,000	44,656,128	15,128
第2項 財産収入	15,585,000	15,681,544	96,544
第3項 寄付金			
第4項 繰入金	81,811,000	81,586,600	△ 224,400
第5項 県債			
第6項 繰越金	61,053,000	61,051,604	△ 1,396
歳入合計	203,090,000	202,975,876	△ 114,124

歳出

科目	予算現額	歳出決算額	翌年度繰越額	不用額
	円	円	円	円
第1款 県有林事業費	202,090,000	190,868,348	8,549,000	2,672,652
第1項 事業費	115,010,000	103,789,325	8,549,000	2,671,675
第2項 県債費	63,080,000	63,079,023		977
第3項 繰出金	24,000,000	24,000,000		
第2款 予備費	1,000,000			1,000,000
第1項 予備費	1,000,000			1,000,000
歳出合計	203,090,000	190,868,348	8,549,000	3,672,652

歳入歳出差引残額 12,107,528円

平成23年度新潟県都市開発資金事業特別会計歳入歳出決算書

歳入

科目	予算現額	歳入決算額	予算現額に比し増減
	円	円	円
第1款 都市開発資金事業収入	486,242,000	485,552,533	△ 689,467
第1項 財産収入	484,327,000	484,326,633	△ 367
第2項 繰入金	1,915,000	1,225,900	△ 689,100
歳入合計	486,242,000	485,552,533	△ 689,467

歳出

科目	予算現額	歳出決算額	翌年度繰越額	不用額
	円	円	円	円
第1款 都市開発資金事業費	486,242,000	485,552,533		689,467
第1項 事業費	1,915,000	1,225,900		689,100
第2項 繰出金	484,327,000	484,326,633		367
歳出合計	486,242,000	485,552,533		689,467

歳入歳出差引残額 0円

平成23年度新潟県流域下水道事業特別会計歳入歳出決算書

歳入

科目	予算現額	歳入決算額	予算現額に比し増減
	円	円	円
第1款 流域下水道事業収入	16,870,960,000	14,957,230,292	△ 1,913,729,708
第1項 分担金及び負担金	5,251,095,000	5,243,840,219	△ 7,254,781
第2項 使用料及び手数料	749,000	756,490	7,490
第3項 国庫支出金	5,218,767,000	3,818,897,459	△ 1,399,869,541
第4項 財産収入	1,742,000	1,697,235	△ 44,765
第5項 繰入金	1,863,834,000	1,863,834,000	
第6項 諸収入	123,412,000	122,845,040	△ 566,960
第7項 県債	3,487,000,000	2,981,000,000	△ 506,000,000
第8項 繰越金	924,361,000	924,359,849	△ 1,151
歳入合計	16,870,960,000	14,957,230,292	△ 1,913,729,708

歳出

科目	予算現額	歳出決算額	翌年度繰越額	不用額
	円	円	円	円
第1款 流域下水道事業費	16,863,455,000	14,332,095,091	2,417,641,000	113,718,909
第1項 管理費	3,544,158,000	3,463,524,560		80,633,440
第2項 建設費	9,508,909,000	7,058,183,467	2,417,641,000	33,084,533
第3項 県債費	3,810,388,000	3,810,387,064		936
第2款 予備費	7,505,000			7,505,000
第1項 予備費	7,505,000			7,505,000
歳出合計	16,870,960,000	14,332,095,091	2,417,641,000	121,223,909

歳入歳出差引残額 625,135,201円

平成23年度新潟県港湾整備事業特別会計歳入歳出決算書

歳入

科目	予算現額	歳入決算額	予算現額に比し増減
	円	円	円
第1款 港湾整備事業収入	5,342,628,000	4,419,006,795	△ 923,621,205
第1項 分担金及び負担金	16,122,000	13,680,735	△ 2,441,265
第2項 使用料及び手数料	1,452,988,000	1,508,632,432	55,644,432
第3項 国庫支出金	8,470,000	8,470,000	
第4項 財産収入	126,624,000	126,925,936	301,936
第5項 繰入金	601,355,000	601,355,000	
第6項 諸収入	48,147,000	51,019,875	2,872,875
第7項 県債	2,952,000,000	1,972,000,000	△ 980,000,000
第8項 繰越金	136,922,000	136,922,817	817
歳入合計	5,342,628,000	4,419,006,795	△ 923,621,205

歳出

科目	予算現額	歳出決算額	翌年度繰越額	不用額
	円	円	円	円
第1款 港湾整備事業費	5,342,498,000	4,140,930,788	1,091,715,000	109,852,212
第1項 事業費	3,164,061,000	1,962,496,822	1,091,715,000	109,849,178
第2項 県債費	2,178,437,000	2,178,433,966		3,034
第2款 予備費	130,000			130,000
第1項 予備費	130,000			130,000
歳出合計	5,342,628,000	4,140,930,788	1,091,715,000	109,982,212

歳入歳出差引残額 278,076,007円

2 監査委員の審査意見

審査の結果

平成23年度一般会計及び特別会計の歳入歳出決算額は出納諸帳票等と符合し、歳入歳出差引残額は指定金融機関等の残高証明の額と符合しており、審査の結果、決算計数に違算はないものと認めた。

予算の執行、財産の管理等の財務に関する事務については、次の意見のとおり改善努力を要するもののほか、おおむね適正なものと認めた。

審査の意見

平成23年度一般会計決算額は、歳入では、県税が4年ぶりに増加したほか、基金及び特別会計からの繰入金が大幅に増加したことなどから、前年度比4.2パーセント増の1兆2,364億7,916万円となり、歳出では、災害復旧事業費が大幅に増加したほか、国の交付金を活用した基金及び新成長基金などへの積立金が増加したことなどから、前年度比4.3パーセント増の1兆2,155億9,582万円となっている。

歳入歳出差引額から翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いた実質収支額は、10億3,003万円の黒字となったが、実質単年度収支額は1億9,743万円の赤字となっている。

また、平成23年度における12の特別会計決算額は、県債の償還に伴い県債管理特別会計決算額が大幅に増加したことなどから、歳入合計額で前年度比27.5パーセント増の1,574億3,462万円、歳出合計額では前年度比29.8パーセント増の1,510億660万円となっている。

決算における財政状況を示す指標を見ると、経常収支比率は93.7パーセントで前年度に比べ1.3ポイント増加し、実質公債費比率についても17.2パーセントと前年度に比べ0.1ポイント増加し、それぞれ悪化している。

歳入面では、経済動向が不透明の中でも県税収入が若干伸び、歳出面においては、県債残高が、臨時財政対策債を除けば2兆3,341億円と前年度より301億円減少したものの総額では増加しており、償還額も高水準で推移している。

また、財政調整基金など財源として活用できる主要3基金の合計残高は、前年度より59億円増加し259億円となり、財源対策的基金残高全体においては2億円増加し483億円となっている。

これらを踏まえると、度重なる災害への対応の中で基金など財政面への配慮が

認められるものの、本県の財政は依然として厳しい状況にあると考えられる。

以上のことから、引き続き、県税などの歳入確保はもとより新たな税外収入の確保にも努めるとともに、内部管理経費の縮減を図り、「選択と集中」による行政のスリム化と効率化の推進にも努められたい。さらに、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づく健全化判断比率等にも配慮しつつ、次の事項について十分留意しながら、将来にわたって安定的な行政運営が確保できる財政構造の構築に取り組まれたい。

1 予算の計画的・効率的な執行

予算の執行に当たっては、厳しい財政状況のもとで最少の経費により最大の効果を上げるため、事業は、本県の発展を図る観点と県民ニーズとを踏まえ費用対効果や優先度を考慮し重点化を図り、実施に際しては、経済性、効率性はもとより有効性にも配慮するとともに、事業効果の検証を確実に行うなど、予算の計画的かつ効率的な執行に努められたい。

2 収入未済額に対する取組

収入未済額は、一般会計で前年度に比べ6億306万円減の55億8,774万円、特別会計では、前年度に比べ6,933万円減の11億1,795万円となっている。

県税収入未済額は、前年度より5億4,774万円減少し、48億1,824万円となり、その約7割を占める個人県民税についても1億3,035万円の減少となった。

市町村と連携した「新潟県地方税徴収機構」の取組については一定の成果を上げてきており、今後もこれまでの3年間の取組実績を踏まえ、引き続き収入の確保に努められたい。

税外収入未済額については、「税外債権管理の手引き」を活用した未収金縮減などの成果があるものの、財源確保の観点や公平性及び受益者負担の原則を踏まえ、今後とも引き続き全庁的な取組として、新たな未収金の発生防止や早期回収に努め、収入未済額の解消を図られたい。

また、明らかに回収の見込みがない債権についても、適切な手続に基づく処分などの具体的方策について併せて検討を進められたい。

3 公金意識の徹底と内部統制の強化

出納局においては、内部けん制機能の確立のため、全所属に対する会計実地検査、会計実地指導及び研修等に取り組んできたところである。

しかしながら、県立高校教職員による学校備品等の私的流用事件のほか、支出事務における支払遅延、請負工事の不適正な精算や積算の誤りなどが発生し

ており、こうしたことは県行政への信頼を大きく損なうものである。

これらに関しては、職員の公金意識の欠如や内部けん制機能及び相互点検体制がまだ十分に機能していないことが原因と考えられるので、職員の公金意識の徹底を図るとともに、少人数所属におけるチェック体制などの課題も含め、組織としての内部けん制が機能するような執行体制を確立し、会計事務の適正な執行及び物品の適正な管理に一層努められたい。

また、県警察においては、日ごろ、安全・安心な地域社会の実現を目指して業務を推進しているが、平成23年度以降、職員による酒気帯び運転同乗や勤務懈怠とそれに伴う時間外等勤務手当不正受給などの非違事案が続いているので、内部統制の強化の観点からも、再発防止の徹底を図るとともに、警察改革を進め、信頼回復に努められたい。

4 災害の早期復旧と災害対応力の維持

平成23年3月の長野県北部地震や平成23年7月の新潟・福島豪雨、平成24年3月の上越市国川地すべりなど、度重なる災害により県内の多くの道路、河川及び農地等に甚大な被害が発生した。

これら災害に対して、発生直後から地域と関係部局が一体となり、迅速な復旧にあたってきたところであるが、引き続き関係機関・団体、地域住民等と連携を図り、度重なる災害対応における関係職員の健康へも配慮しながら、一日も早い被災地の復旧・復興へ尽力されたい。

また、地域の建設業は豪雨や豪雪時における災害対応の要であり、このたびの災害においても大きな役割を果たした。これらの機能が今後も持続的かつ十分に発揮できるよう建設産業の活性化に向けた効果的な対策に取り組み、地域の災害対応力が維持されるよう努められたい。

5 福島第一原子力発電所の事故を受けての放射性物質への対応

東日本大震災による福島第一原子力発電所の事故後、放射性物質に対する県民の関心が高まっている。

生活環境における放射線監視及び検査の取組は重要な課題であることから、県民の健康への影響が懸念される分野に対する放射線監視等の体制の充実・強化に加え、監視結果等についての十分かつ分かり易い情報の提供などにより、県民の不安払拭と安心感の向上に引き続き努められたい。

6 いのちとこころの支援対策

本県における自殺者数は減少傾向にあるが、自殺率で見ると依然として全国平均を上回る高い水準で推移している。

こうした状況を受け、県では「いのちとこころの支援センター」を設置し、

従来の相談体制から一步踏み込んだ支援の取組を始めている。

自殺は様々な要因によるものであるが、その分析を継続して行い、市町村、民間団体、事業者及び医療機関等と連携を図りながら、ハイリスクとされる人に対する地域でのサポート体制を整備推進することにより、自殺の未然防止を図り、心豊かに安心して暮らせる社会づくりに取り組まれない。

7 北陸新幹線開業に向けた対応

北陸新幹線開業に係る建設負担金や並行在来線などの課題に進展が見られたところであるが、上越・北陸の両新幹線を有するメリットを最大限に発揮できるように、本県の発展方向を見据えた対応策の検討を加速し、地域や関係機関と連携した施策を展開するなど、拠点性向上と地域振興への取組を積極的に行われたい。

8 新潟米の品質確保とブランド力の強化

新潟米の需要量や販売価格は、長期的な下落傾向が続いており、さらに近年は、他県産米の品質向上と消費者の低価格志向などから、新潟米も厳しい競争環境にさらされている。

本県農業が目指す他産業並みの所得確保に向け、消費者・実需者に満足してもらえる品質確保が極めて重要であることから、新潟米の一等米比率をさらに向上させ、大消費地における需要動向や食味評価を的確に把握し、品質に重点を置いた区分集荷・販売の取組も加速させるなど、揺るぎないトップブランドの維持・確立に努められたい。

上記のほか、定期監査において会計事務処理、財産・物品の管理及び交通事故防止などに関して是正、改善等を求めた事項については、それぞれ適切に対応されたい。

保安林指定通知のあて先人不明について（公告）

森林法（昭和26年法律第249号）第33条第3項の規定により通知する次の者については、その所在が不明なので、同法第189条の規定により、当該通知の内容を保安林の属する市役所に掲示する。

平成25年1月15日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 所在の不明な者の氏名及び掲示場所

石川仁吉、下杉根之進、吉田吉右衛門 糸魚川市役所

2 通知の内容

- (1) 農林水産大臣から、平成24年12月18日付け23林整治第2017号の1で保安林に指定した旨の通知を受けたので、森林法第33条第3項の規定により通知する。
- (2) 保安林の所在場所及び指定の目的、指定施業要件については、平成24年12月18日付け農林水産省告示第2619号による。

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、車載型放射線モニタリングシステムの購入について、次のとおり一般競争入札を行う。

なお、この入札に係る調達は、WTOに基づく政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用を受けるものである。

平成25年1月15日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 入札に付する事項

- (1) 購入等件名及び数量
車載型放射線モニタリングシステム 一式
- (2) 調達案件の仕様等
入札説明書による。
- (3) 納入期限
平成25年3月29日（金）
- (4) 納入場所
入札説明書による。
- (5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加する者に必要な資格は次のとおりとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 指名停止期間中の者でないこと。
- (3) 新潟県物品入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
- (4) 新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例第23号）第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- (5) 本調達物品の仕様に適合する物品であることが確認できた者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 950-8570

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県出納局会計検査課物品契約係

電話番号 025-280-5490

Eメール ngt190030@pref.niigata.lg.jp

- (2) 入札説明書の交付等

入札説明書の交付は、本公告の日から上記(1)の場所で行うほか、新潟県入札情報サービスで公開する。

(3) 入札書の提出方法

この一般競争入札に参加を希望する者で、本公告に示した競争参加資格を有すると契約担当者が判断した者にとっては、下記(4)の入札書の受領期限までに封印した入札書を上記(1)に提出しなければならない。

また、新潟県電子入札システムで提出することもできる。

(4) 入札書の受領期限

平成25年 2月21日(木) 午後5時

(5) 開札の日時及び場所

平成25年 2月22日(金) 午後1時30分

新潟県庁出納局会計検査課入札室

4 その他

(1) 契約において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県財務規則(昭和57年新潟県規則第10号。以下「規則」という。)第44条第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加申請書等を平成25年 2月14日(木) 午後5時までに、本公告に示した競争参加資格を証明する書類を添付して、上記3(1)の場所に提出しなければならない。

また、新潟県電子入札システムで提出することもできる。

入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(6) 契約書作成の要否 要

(7) 暴力団等の排除

ア 誓約書の提出

暴力団等の排除に関する誓約書については入札説明書による。なお、新潟県物品入札参加資格者で、資格審査申請時等に誓約書(物品入札参加資格審査申請書第1号様式別紙8)を提出している者は提出不要とする。

イ 不当介入に対する通報報告

契約の履行に当たり暴力団関係者から不当介入を受けた場合、警察及び発注者(新潟県)へ通報報告を行うこと。

(8) 落札者の決定方法

規則第54条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(9) 契約の停止等

当該調達に関し、政府調達に関する苦情の処理手続(平成8年1月新潟県告示第209号)に基づく苦情申立があったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(10) その他

詳細は入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the product to be purchased:

In-vehicle Radiation Monitoring System [1] unit

(2) Deadline for bid submission:

5:00P.M. February 14, 2013

(3) Date of bid opening:

1:30P.M. February 22, 2013

(4) For more information, please contact the following division in Japanese:

Audit Division

Bureau of the Treasury

Niigata Prefectural Government

4-1 Shinko-cho, Chuo-ku, Niigata City, Niigata Prefecture

950-8570

JAPAN

TEL: 025-280-5490

E-mail : ngt190030@pref.niigata.lg.jp